

国民年金掲示板 市民課 年金担当 ☎43・6820

年金の受給年齢を迎えると「年金請求書」「年金のお知らせ」が事前に送付されます！

老齢厚生年金・老齢基礎年金の受給年齢を迎える方には、日本年金機構が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した「年金請求書」が誕生日の3か月前頃に、本人あてに送付されます。誕生日以降に手続きをしていただくようになります。

相談Q1 今年60歳になる女性です。第3号被保険者期間が10年、厚生年金保険加入期間が9年ありました。日本年金機構から年金請求書ではなく「お知らせ」のはがきが送られてきましたがなぜでしょうか？

A 日本年金機構で把握している加入期間のみでは年金の受給資格が確認できない場合は、年金請求書ではなく、年金制度への加入期間等が印字された「お知らせ」が送付されます。昭和61年3月以前の会社員等の配偶者であった期間などの合算対象期間(カラ期間)を足すと年金受給資格を満たす場合もありますので、年金事務所へご相談ください。

相談Q2 昭和30年2月生まれの女性です。高校卒業後、会社勤めをして厚生年金保険に11か月だけ加入

しました。後は昭和50年2月から国民年金に加入し、60歳になるまで40年間保険料を納めるつもりです。日本年金機構から送付される書類はどうなりますか？

A 厚生年金保険の加入期間が1年以上ある場合は、老齢厚生年金の受給開始は60歳ですが、1年未満の場合は65歳からになります。60歳の誕生日前にその旨を記載した「年金のお知らせ」がまず送付され、65歳誕生日前に「年金請求書」が本人あてに送付されます。

姫路年金事務所出張年金相談

- ◆日 程 12月25日(木)、2月12日(木)
- ◆時 間 午前10時～午後3時(要予約)
- ◆場 所 市役所2階 204会議室
- ◆申 込 先 市民課 年金係 ☎43・6820

社会保険労務士による市年金相談

- ◆日 程 1月15日(木)、3月19日(木)
- ◆時 間 午後1時30分～4時
- ◆場 所 市役所2階 201会議室

国保医療だより 医療介護課 国保医療係 ☎43・6813

70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が見直されます

平成27年1月診療分から、70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額(月額)については、負担能力に応じてきめ細やかに対応できるよう所得区分が細分化され、次のように現在の3区分から5区分に見直されます。

なお、70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額は、据え置かれます。

自己負担限度額(月額)
●平成26年12月診療分まで(3区分)

所得区分	(過去12か月間に) 3回目までの限度額	4回目以降 の限度額
A 上位所得者 ※	150,000円+(総医療費－500,000円)×1%	83,400円
B 一般	80,100円+(総医療費－267,000円)×1%	44,400円
C 市民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※上位所得者とは基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯のことです。所得の申告がない場合も上位

また、現在お持ちの一部負担金の限度額適用認定証・入院時食事療養費の減額認定証の有効期限は、この見直しに伴い平成26年12月31日までとなっています。平成27年1月から使用できる新区分の認定証は、12月下旬にご自宅へ郵送します(申請手続き不要)。

●平成27年1月診療分から(5区分)

所得区分 (旧ただし書所得)	(過去12か月間に) 3回目までの限度額	4回目以降 の限度額
ア 901万円超	252,600円+(総医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ 600万円超 901万円以下	167,400円+(総医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ 210万円超 600万円以下	80,100円+(総医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ 210万円以下	57,600円	
オ 市民税非課税	35,400円	24,600円

パブリックコメントを募集します

第4期赤穂市障がい福祉計画(案)及び第6期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(素案)

市では、次の計画の策定に取り組んでいます。各計画に市民の皆さまのご意見を反映させるため、計画案を公表し、意見募集(パブリックコメント)を行います。

- ①第4期赤穂市障がい福祉計画(案)
- ②第6期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(素案)

●**計画(案)の公表**
▷市HPに掲載 ▷市役所担当課で供覧
▷市内各公民館(9カ所)で供覧

●**募集期間**
12月15日(月)～1月14日(水)

●**提出方法**
計画(案)に対するご意見と住所、氏名、電話番号を記入のうえ、担当課まで持参(開庁日の午前8時30分～午後5時15分)、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により提出してください(書式自由)。

●**ご意見の取扱い**

提出いただいたご意見の概要と検討結果については、次の方法により公表します。
▷市HPに掲載 ▷市役所担当課(市役所)で供覧
▷市内公民館(9カ所)で供覧
(注)ご意見をいただいた方の住所、氏名、電話番号の公表はいたしません。また、ご意見に対する個別の回答はいたしません。

●**担当課・提出先**
〒678-0292 赤穂市加里屋81番地
①社会福祉課 障がい福祉係 ☎43・6833
FAX 45・3396
Eメール：fukusi@city.ako.lg.jp
②医療介護課 介護保険係 ☎43・6947
FAX 45・3396
Eメール：kaigo@city.ako.lg.jp

介護保険相談室 地域包括支援センター ☎42・1201

ご存知ですか? 「成年後見制度」

●「成年後見制度」って何?
認知症や知的障がい、もしくは精神障がいなどで、物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者(後見人等)により、その人を法律的に支援する仕組みです。

●例えば、こんなことで困っていませんか?
▷認知症のおばあさんを悪徳訪問販売から守りたい。
▷寝たきりの父名義の定期預金を解約して入院費用に充てたいが、勝手にはできないし…
▷親の介護をしているが、ほかの兄弟から親の年金を使って好きなことをしていると疑われている。
▷アパートを経営している父が突然病に倒れ入院。なんとか父の代わりに管理したい。

▷将来、病気で判断能力が不十分になった場合が不安である。
…そんなとき、後見人等が代わりとなって財産の管理をしたり、契約の代理や取り消しをしたりしてくれませう。

●**後見人等はどうやって決めるの?**
「成年後見制度」には、家庭裁判所が後見人等を決める『法定後見制度』と、自分で後見人等を選ぶ『任意後見制度』があります。
また、『法定後見制度』は、本人の判断能力に応じて『成年後見人』『保佐人』『補助人』のいずれかの後見人等が決定されます。

